

東京二十三区清掃一部事務組合基本計画改定・実施計画策定
検討委員会設置要綱

令和 8 年 4 月 27 日副管理者決定
8 清総企第 100 号

(設置)

第 1 条 東京二十三区清掃一部事務組合（以下「清掃一組」という。）の基本計画を改定し、次期実施計画を策定するための課題整理及び具体的施策の検討を行うため、東京二十三区清掃一部事務組合基本計画改定・実施計画策定検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置する。

(検討事項)

第 2 条 検討委員会は、次に掲げる事項について検討を行う。

- (1) 基本計画の改定に関する事項
- (2) 次期実施計画の策定に関する事項
- (3) その他、検討が必要と認められる事項

(委員)

第 3 条 検討委員会は、委員長及び委員で構成し、別表 1 に掲げる者（以下「検討委員」という。）をもって充てる。

2 委員長は総務部長をもって充てる。

(委員長の職務及び代理)

第 4 条 委員長は、委員を招集し、会議を主宰する。

2 委員長に事故があるときは、あらかじめ指名する委員がその職務を代行する。

3 委員長は、必要があると認めるときは、検討委員会の会議に関係職員や知識経験者等の出席を求め、その意見を聞くことができる。

(検討部会)

第 5 条 検討委員会には、第 2 条で定める検討事項に関し必要な作業を行うため、検討委員会の下に基本計画改定・実施計画策定検討部会（以下「検討部会」という。）を設置する。

2 検討部会は、部会長及び部会員で構成し、別表 2 に掲げる者（以下「部会会員」という。）をもって充てる。なお、清掃工場等の部会員は、施設管理部長の推薦をもって充てる。

3 部会長は総務部企画室計画担当課長を持って充てる。

4 部会長は、部会員を招集し、会議を主宰する。

5 部会長に事故があるときは、あらかじめ指名する部会員がその職務を代行する。

6 検討部会は、委員長から指定された事項について必要な作業を行い、その結果を委員

長に報告する。

7 部会長は、必要があると認めるときは、事案に係りのある職員を検討部会の会議に出席させることができる。

(任期)

第6条 検討委員及び部会会員の任期は定めない。ただし、人事異動がある場合は、原則として異動等の事由発生日の前日をもって満了とする。

(庶務)

第7条 検討委員会及び検討部会の庶務は、総務部企画室において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、検討委員会及び検討部会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月30日から施行する。

(別表1)

委員長	総務部長
委員 (本庁)	調整担当部長
	企画担当部長
	清掃技術訓練センター長
	施設管理部長
	処理技術担当部長
	建設部長
	計画推進担当部長
委員 (清掃工場等)	新江東清掃工場長
	中防処理施設管理事務所長

(別表 2)

部会長	総務部 企画室計画担当課長
部会員 (清掃一組)	総務部 総務課長
	総務部 企画室長
	総務部 職員課長
	総務部 財政課長
	清掃技術訓練センター次長
	施設管理部 管理課長
	施設管理部 技術課長
	建設部 計画推進課長
	施設管理部長から推薦を受けた清掃工場等の課長級職員 (2 名)
部会員 (2 3 区)	委員長が指名する 2 3 区清掃主管課長 (5 名)